

乗車券の有効期間

- ▼ 営業キロが100キロまでの場合と、大都市近郊区間（[「運賃計算の特例」参照](#)）内のみをご利用になる場合の乗車券の有効期間は1日です。
101キロ以上の乗車券の有効期間は次のとおりです。

営業キロ	200キロまで	400キロまで	600キロまで	800キロまで	1000キロまで
乗車券の有効期間	2日	3日	4日	5日	6日

* 1001キロ以上は200キロごとに1日を加えます。

- ▼ 有効期間早わかり方程式

$A \text{キロ} \div 200 \text{キロ} + 1 \text{日} = \text{有効期間}$ （小数点以下切り上げ）

- ▼ 往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の2倍です（博多～新下関間にかかわる往復乗車券の有効期間は、「ゆき」「かえり」それぞれの合計です）。
- ▼ 乗車中に有効期間を経過した場合は、途中下車をしない限り券面に表示された最終駅まで使用できます。